

第5回 大分市長杯社会人サッカー選手権大会 大会実施要項

1. [目的]

- 1) 市民スポーツとしてのサッカーの普及。
- 2) 社会人チームのルール&マナーの向上、及び参加チームの親睦を目的とする。

2. [名称]

大分市長杯社会人サッカー選手権大会

3. [共催]

大分市
大分市サッカー協会

4. [主管]

大分市サッカー協会社会人委員会

5. [日程]

平成21年1月～平成21年3月

6. [会場]

西部スポーツ交流ひろばグラウンド ・ 南大分スポーツパークグラウンド ・ 七瀬川自然公園グラウンド
野津原グラウンド ・ 大友遺跡グラウンド ・ 大分市営陸上競技場（決勝）

7. [参加資格]

- 1) 大分市サッカー協会にて平成20年度日本サッカー協会第1種登録またはシニア登録をしたチームであり、Jリーグ、Kyuリーグ、県社会人リーグ1部・2部、大学リーグ出場のチームを除く。
- 2) **正副2着のユニフォームを保有していること。正副必ず色違いで出来るだけ相対色にすること。黒系の色は、審判と重なるため認められない。フィールドプレーヤーとゴールキーパーにおいても色が重ならないようにすること。ピブスはユニフォームとして認められない。**
- 3) 参加チームの登録者は、他チームと重複登録をしていないこと。
- 4) 参加チームは、4級以上の有資格者である帯同審判員3名以上を有していること。
- 5) 参加チームは、15名以上で構成されていること。
- 6) 参加チームの登録者全員が、スポーツ傷害保険等に加入していること。
- 7) ルール&マナーを大切にするチームであること。

8. [参加費]

1チームにつき10,000円

9. [競技方法]

- 1) 競技時間は60分(休憩10分)とし、勝敗が決しない場合はPK方式により次回戦進出を決定する。但し、決勝戦は前後半10分の延長戦を行い、尚決しない場合はPK方式とする。

10. [競技規則]

- 1) 日本サッカー協会制定の競技規則に準ずる。
- 2) 選手の交替は、事前に提出された交替要員8名の中から5名までとする。
- 3) 外国籍選手の登録は5名までとし、同時に出場できる選手は3名までとする。ただし、準加盟チームはこの限りではない。
- 4) 退場処分を受けた選手は次の試合への出場を停止し、大会規律委員会にてその後の処分を決定する。
- 5) 警告は累積とし、2回となると次の試合には出場できない。
- 6) 委員会より、本大会への参加が相応しくないと判断したチームは、次年度本大会への参加を認めない。

11. [表彰]

- 1) 優勝チームにはトロフィーと賞状を贈呈する。準優勝チームには楯と賞状を贈呈する。

12. [審判]

- 1) 審判は参加チームの帯同審判員による相互審判とする。ただし、準決勝以降は協会より派遣する。
- 2) 参加チームは必ず3名以上の帯同審判員を有しなければならない。
- 3) 帯同審判員は必ず4級審判員以上の有資格者でなければならない。ただし本年度新規登録チームは年度内に資格を取得すること。
- 4) 主審・副審は必ず審判服(シャツ・パンツ・ストッキング)を着用すること。主審はランニングタイム用(ストップウォッチ機能付)の時計を必ず使用すること。ホイッスル、フラッグ、カード(警告・退場)は各チームで用意すること。
- 5) 審判団は、試合開始30分前までに必ず集合すること。

13. [運営]

- 1) 運営に当たっては、会場担当を割当て一切を総括する。
- 2) 会場の設営は会場担当が、ライン等の状況によりライン引きを行うこと。

14. [確認事項]

- 1) 選手証を携帯し会場担当へ提出のこと。
- 2) 会場担当は、提出された選手証とメンバー表を照合し写真と選手が相違ないことを確認すること。
- 3) 会場担当が該当する試合においては、該当審判団により選手証・メンバー確認を行う。
- 4) 大会期間中の選手移籍および追加登録は認めない。
- 5) 参加のための経費は、各チームの負担とする。
- 6) 参加チームは試合開始30分前までに必ず集合し、試合開始20分前までにメンバー表を本部に提出、同5分前までに選手証確認を行うこと。
- 7) 試合球は、5号検定球を各チーム持ち寄りとする。
- 8) 不慮の事故については、参加チームにおいて責任を持つこと。(大会参加中に生じた不利益を協会は保障しない)
- 9) 参加チームの都合による試合日程変更は認めない。
- 10) 試合放棄および試合開始時間に5分以上遅れた場合は不戦敗とし、罰金徴収処分とする。
- 11) 試合会場においては、大会本部席の運営委員(会場担当)の指示に従うこと。
- 12) 試合会場での喫煙は所定の場所で行い、空き缶・瓶等のゴミは必ず持って帰ること。
- 13) 車は定められた場所に駐車すること。(観客も含む)
- 14) 試合会場においてマナーの悪いチームは、大会規律委員会より厳罰を与える。
その他発生したトラブルの処置も大会規律委員会の指示に従うこと。
以上、大会運営にあたり、不適當と思われるチームには厳罰を以って処分する。